

## 松江市市民活動センター指定団体設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民、市民活動を行う様々な団体（以下「市民活動団体」という。） 、行政の中間の立場から様々な支援（以下「中間支援」という。）を行う組織（以下「指定団体」という。）を市が指定することにより、市民及び市民活動団体との連携を強化し、まちづくりを進めることを目的とする。

### (指定団体の役割)

第2条 指定団体の役割は、次のとおりとする。

- (1) 市と連携しながらまちづくりを進めること。
- (2) 指定団体を構成する団体（以下「加入団体」という。）に対し、情報提供その他の支援を行うこと。
- (3) 自らの組織概要、活動内容等の情報を広く公開すること。

### (指定)

第3条 市長の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、松江市市民活動センター指定団体登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約、会則又は定款
- (2) 加入団体名簿
- (3) 事業計画書（直近のもの）
- (4) 事業報告書（直近のもの）
- (5) 予算書（直近のもの）
- (6) 決算書（直近のもの）
- (7) 中間支援チェックシート（様式第2号）
- (8) 中間支援の活動の実績がわかる書類

2 市長は、前項の申請があった場合には、申請団体が次の各号の要件を満たしていることを審査し、適当であると認める場合は、当該申請団体を指定団体として指定するものとする。

- (1) 主に松江市内で活動を行っていること。
- (2) 前項第7号のチェックシートに記載している活動が2項目以上あること。
- (3) 市民活動団体であること。

3 前項の指定の有効期間（以下「指定期間」という。）は、指定日の属する年度の3月31日までとする。

（変更）

第4条 指定団体は、前条第1項に規定する申請書の記載内容に変更が生じた場合、速やかに当該変更について市長に届け出なければならない。

2 指定団体は、加入団体に変更があった場合は、速やかに改正後の加入団体名簿を市長に提出しなければならない。

（報告）

第5条 指定団体は、指定期間の満了日までに松江市市民活動センター指定団体活動実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（更新等）

第6条 指定団体は、指定の更新を受けようとする場合は、指定期間の満了日の2週間前までに市長にその意思を示すことにより、指定の更新を申請することができる。この場合において、市長は、更新の申請を行った指定団体について審査を行い、適当であると認める場合は、当該団体の指定期間を延長するものとする。

2 指定団体は、前項の更新の申請を行わない場合は、指定期間の満了日までに市長にその意思を示さなければならない。

（承認の取消し等）

第7条 市長は、指定団体の指定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、指定団体の指定を取り消すことができる。

(1) 指定団体が解散したとき。

(2) 第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(5) 指定団体から指定を辞退する旨の申出があり、市長がこれを認めるとき。

2 前項の規定による指定の取消しにより、指定団体及び加入団体に損害を生じることがあっても、市長は、その賠償の責任を負わない。

(会議)

第8条 市及び指定団体は、第2条に規定する役割を果たすため、年2回以上、連絡会を開催するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(松江市市民活動センターの利用料金減免等実施要綱の廃止)

2 松江市市民活動センターの利用料金減免等実施要綱(令和元年11月1日市民部長決裁)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前までに、前項の規定による廃止前の松江市市民活動センターの利用料金減免等実施要綱の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

